

第3次行財政改革大綱及び実施計画の取組内容について

(1) 効率的・効果的な行財政運営

① 適正な事務事業の実施

【現状と取組の方向性】

- ✓ 社会情勢の変化や多様化する市民ニーズへの対応のため、市が実施する事務事業は増加傾向にあります。業務量が増加する中、限られた財源と職員数のなかで、市が全てのニーズに対応することは困難な状況です。
- ✓ 市が行う事務事業は、これまでも適宜見直しを行いながら実施してきましたが、持続可能な行財政運営を行っていくためには、こうした見直しを継続して行っていく必要があります。見直しにあたっては、市が担うべき事業であるか、市民生活に欠くことができない事業であるか、費用対効果は適切であるかといった視点（一定の基準）を持ちながら判断していく必要があります。
- ✓ 増加する業務量への対応や、自治体が抱える課題の解決に向けて、民間が有する知識やアイデアを有効に活用することで、行政サービスの質の向上や行政コストの低減などを図っていくことが必要となっています。

【取組内容】

○事務事業の見直し

- ・市が行う事務事業は、時代のニーズを把握し、真に必要な事業であるか検証を行い、常に見直しを実施
- ・新規事業を立ち上げる場合は、原則、既存事業を廃止または縮小（スクラップ・アンド・ビルド）
- ・新規事業の実施にあたっては、大幅な計画変更が生じないように、計画の段階で事業効果や実施期間等を十分に検討

○一定の基準の設定

- ・事務事業の見直しにあたっては、事務事業の必要性や費用対効果を総合的に検証
- ・事務事業の検証にあたっては、PDCAサイクル（Plan＝計画、Do＝実行、Check＝評価、Action＝改善）などの評価手法を用いて検証を実施

○民間委託等の活用（アウトソーシング）

- ・民間にできることは民間に委ねることを念頭に、民間委託等を検討

○官民連携した取組の推進

- ・自治体が抱える課題に対して、民間事業者のノウハウや民間資金等を活用することで、行政コストを抑えながら課題の解決を図る官民連携の取組を検討

② 補助金・負担金のあり方

【現状と取組の方向性】

- ✓ 市では、市民生活を支えるための支援や地域経済の活性化などを目的に、市の施策に沿った取組に対して補助金を交付しています。補助金のあり方については、補助金ごとに交付目的の明確化や成果指標の設定を行うなどの定期的な見直しを実施しており、この見直しは継続して行っていく必要があります。

【取組内容】

- 補助金の目的に沿った成果基準の設定
 - ・補助金の目的を明確化し、成果基準（目的を達成するための基準）を設定したうえで検証を実施
- 定期的な見直し期間の設定
 - ・原則3年の終期を設定
 - ・継続する場合もゼロベースから評価し、当初の目的を達成した場合は、原則廃止
- 補助対象の適正化
 - ・補助対象経費の明確化と適正化
 - ・所得要件の設定や市税等の納付状況の確認による補助対象者の適正化
- 適正な受益者負担の設定
 - ・適正な補助率の設定（補助率は原則1／2以内）
 - ・国・県制度における市の負担割合を超えた補助はしない

③ DX推進による業務の効率化と市民サービスの向上

【現状と取組の方向性】

- ✓ 市が行う業務量は増加傾向にあり、限られた職員数で対応するためには、業務の効率化と省力化を図る必要があります。これを解決する一つの手法として、デジタル技術の積極的な活用が必要になっています。
- ✓ デジタル技術の活用により、業務の効率化を図ることができると同時に、事務負担の軽減による職員のワークライフバランスの推進にも寄与することになります。また、行政手続きのオンライン化などによって、市民サービスの向上にもつながります。
- ✓ インターネットや各種情報端末などのデジタル技術を使える人と、そうでない人の間に格差が生じないように、対策を講じていく必要があります。

【取組内容】

- デジタル技術を活用した窓口の構築や行政手続のオンライン化
 - ・「書かない窓口」の設置検討
 - ・公共施設予約システムの構築・運用
 - ・押印・署名の見直しによる行政手続のオンライン化の推進
- A I ・ R P A等の活用
 - ・業務の効率化・省力化の推進
- デジタル技術の導入にあわせた業務改善
 - ・デジタル技術の導入にあわせ、既存の業務プロセスを再度見直し、業務の更なる効率化を実現
 - ・業務のデジタル化やペーパーレス化の推進
 - ・電子決裁システム（文書管理・財務会計）の構築・運用
 - ・テレワークやリモート会議の推進
- デジタル技術の利用機会等の格差是正
 - ・スマートフォン講座などによる活用支援
 - ・利用が難しい人への対応
- セキュリティ対策の徹底

④ 外郭団体のあり方

【現状と取組の方向性】

- ✓ 民間にできることは民間に任せるという基本的な考え方のもと、市が関与する必要性が低いと判断した団体については、順次民営化を進めてきました。外郭団体の民営化については、各団体の設立当初の政策目的と現状を照らし合わせ、市の関与のあり方を個別に判断しており、今後の状況を見ながら必要に応じて団体ごとに対応を検討していく必要があります。

【取組内容】

- 市の関与のあり方を検討
 - ・団体の運営状況等を見ながら、関与のあり方を検討

(2) 公共施設のあり方と管理運営

① 公共施設のあり方

【現状と取組の方向性】

- ✓ 本市は、2度の合併を経て、各市町が保有していたスポーツ施設、文化施設、社会教育施設など多くの類似施設を引き継ぎました。
- ✓ これらの公共施設を維持管理していくために多額の経費が必要であったこと、また、人口規模に見合う施設数にする必要があったことなどから、「出

雲市公共施設のあり方指針」を策定し、施設の見直しに取り組んできました。取組の結果、民間譲渡の推進など、一定の成果はでているものの、取組は道半ばであり、今後も継続して取組を進めていく必要があります。

【取組内容】

- 出雲市公共施設のあり方指針の着実な実施
 - ・令和5年3月に策定した出雲市公共施設のあり方指針(第2次)に基づき、施設の民間譲渡等の取組を着実に実施

② 公共施設の利用促進と管理運営

【現状と取組の方向性】

- ✓ 多くの公共施設では、特にここ数年、感染症の影響もあり利用者数が伸び悩んでいます。利用促進に向けた取組を行い、施設の利用収入の増や施設の活性化を図る必要があります。
- ✓ 市の普通会計に属する施設を維持管理するために、毎年約50億円の費用が必要であり、直営施設、指定管理施設に限らず経費削減に向けた取組を今後も続けていく必要があります。
- ✓ 老朽化した施設の改築等には、多額の費用を要することから、施設の長寿命化を計画的に行う必要があります。

【取組内容】

- 施設の利用促進
- 維持管理費の抑制
 - ・施設の維持管理費の精査・抑制と利用者数の増を図ることで、利用者1人あたりのコストを低減
- 施設の長寿命化計画策定と取組の推進

(3) 組織体制の充実と人材育成

① 時代の変化に適応する組織・機構

【現状と取組の方向性】

- ✓ 社会情勢の変化や多様化する市民ニーズへの迅速な対応に留意しながら、適宜組織の改編を行ってきました。今後も、市が取り組む施策や事業量、職員数に応じた組織・機構をめざして見直しを行います。

【取組内容】

- 機動的かつ効率的な組織・機構の構築
 - ・さまざまなニーズや時代の変化に即応した専門性の高さと、縦割り行政に

よる弊害の排除を両立した柔軟性の高い組織・機構の構築

② 人材育成と働きやすい職場環境

【現状と取組の方向性】

- ✓ 多様化・高度化する行政需要に的確に対応できる人材の育成が必要です。限られた職員数で効率的に事務処理をするためには、職員一人ひとりの高い資質が必要になっています。また、分野により高い専門性を有する職員を育成することも必要になっています。
- ✓ 研修や地域住民等との対話により創造的に仕事をしていく能力を養うことで、職員の資質向上を図ります。
- ✓ 職員一人ひとりの能力を最大限に引き出すためには、働き方改革に取り組みながら職員のワークライフバランスを図り、働きやすい職場環境を整備する必要があります。
- ✓ 65歳へ定年が延長されるなか、計画的な採用を行い、持続可能な組織にしていく必要があります。

【取組内容】

- 職員の資質向上に資する研修参加と市民ニーズの把握
 - ・ 実地研修のほかオンライン研修なども積極的に活用し、幅広い知識を習得
 - ・ 市民ニーズを把握するため、職員が積極的に地域へ出かけ、必要に応じて地域住民等との対話を実施
- 人事交流の充実
 - ・ 人事交流を通じて、新しい視点で物事を捉える能力を育成
- 知識と経験を活用した働き方の推進
 - ・ 全ての職員が自身の知識と経験を有効に活用し、やりがいを持って活躍できる働き方の推進
- ワークライフバランスの推進
 - ・ 働き方改革による時間外勤務の縮減や年次有給休暇の取得促進などによる働きやすい組織・職場づくり
- 多様な働き方の推進
 - ・ フレックスタイムやテレワークを活用した多様な働き方を推進

(4) 財源の確保と債務の抑制

① 財源の確保

【現状と取組の方向性】

- ✓ 市の歳入は、地方交付税の先行きが不透明ななか、市税等の更なる収納率向上に努めるとともに、国・県補助金はもとより新たな自主財源の確保、

市の保有する資産の処分や有効活用などにより、一層の歳入確保を徹底する必要があります。

【取組内容】

- 収納対策の強化
 - ・市税、公共料金等の納付方法の拡大と収納対策の強化
- 市の保有する資産の処分及び利活用
 - ・使用していない市有財産の有償譲渡又は有料貸付の推進
- 新たな財源の確保
 - ・多様な方法による広告事業の拡大
 - ・新たな財源確保策の検討
 - ・法定外目的税の導入の研究

② 起債の抑制

【現状と取組の方向性】

- ✓ 合併前後の集中的な社会基盤整備への対応財源として多額の市債を発行してきました。これまでの行財政改革の取組により、市債残高は減少しているものの、類似団体と比較すると、いまだに大きな開きがあります。そのため、市債の新規発行額の抑制や繰上げ償還を行うことにより、市債残高を抑制していく必要があります。

【取組内容】

- 市債の新規発行額を抑制
- 繰上償還の実施

③ 使用料・手数料の見直し

【現状と取組の方向性】

- ✓ 使用料・手数料は、受益に係る対価としての性格を持つため、受益を受ける者と受益を受けない者との公平性を考慮して設定する必要があります。
- ✓ 市が求める使用料・手数料については、処理に要するコストや近隣自治体の状況なども勘案しながら、必要に応じてその負担水準を見直しする必要があります。
- ✓ 施設使用料については、平成27年度に、施設の用途・規模に応じて使用料の統一を図るとともに、施設区分ごとに維持管理費に対する受益者負担率を定め、それに合わせた使用料の設定を行う方針として使用料改定を行いました。その後も定期的に検証を行っており、この検証結果に基づき適正な使用料の設定を行う必要があります。

【取組内容】

○応分な受益者負担

- ・受益に見合う使用料・手数料の設定

○処理コストや近隣自治体の状況を勘案した使用料・手数料の設定

○施設使用に係る適正な使用料の設定

- ・施設区分、用途、使用面積等に応じた料金設定（算定基準の明確化）
- ・定期的な検証の実施